

# 社会福祉法人箱根町社会福祉協議会 令和元年度事業計画書

平成31年3月27日

## ①. 法人運営事業

組織管理体制の充実と健全な事業運営を確立し、社協本来の目的である「地域福祉の推進」を図るための基盤として、役員を中心に適正な運営を図ります。

事業	事業説明	具体的活動等															
1. 法人運営事業																	
	1) 理事会 トップマネジメントへの取り組みと、法人の意思決定機関としての更なる機能強化及び、事業運営の透明性の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会 3回開催</li> <li>・共同募金（10月～3月）箱根町支会</li> </ul>															
	2) 評議員会 議決機関としての評議員の権限を明確化し、法人運営の基盤、体制を決定します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員会 2回開催</li> </ul>															
	3) 監事会 事業執行状況及び経理の状況を監査するとともに組織運営上の必要な助言を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事会 1回開催</li> <li>・理事会及び定時評議員会への出席</li> </ul>															
	4) 評議員選任・解任委員会 法人の理念を理解し、中立的立場により評議員の選任及び解任の決議を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員選任・解任委員会 必要時開催</li> </ul>															
	5) 会員募集 住民主体による地域福祉活動を推進していくため、本会の事業活動の周知を図り、活動へ賛同していただくことにより会員を拡充し、集まった会費を地域福祉活動に活用していきます。	<p><b>【会員目標】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>一般会員</td> <td>個人4,000人</td> <td>団体30団体</td> <td>収入目標計</td> <td>1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>賛助会員</td> <td>個人 61人</td> <td>団体52団体</td> <td>収入目標計</td> <td>731,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,061人</td> <td>82団体</td> <td>計</td> <td>1,931,000円</td> </tr> </table> <p>(30年度見込 1,925,000円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会費 個人 300円/口 企業・団体 5,000円/口</li> <li>・賛助会費 個人 1,000円/口 企業・団体 10,000円/口</li> </ul>	一般会員	個人4,000人	団体30団体	収入目標計	1,200,000円	賛助会員	個人 61人	団体52団体	収入目標計	731,000円	合計	4,061人	82団体	計	1,931,000円
一般会員	個人4,000人	団体30団体	収入目標計	1,200,000円													
賛助会員	個人 61人	団体52団体	収入目標計	731,000円													
合計	4,061人	82団体	計	1,931,000円													

<p><b>6) 事務局業務運営</b>  会長及び常務理事のもと本会の事業執行・事務処理について事務局長（非常勤）1名、常勤職員4名・嘱託職員1名・非常勤職員1名の体制で業務運営にあたります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局長 : 非常勤1人</li> <li>・ 人事、経理、庶務担当 : 常勤1人 嘱託1人</li> <li>・ 地域福祉推進事業担当 : 常勤1人</li> <li>・ 生活支援コーディネーター担当 : 常勤1人</li> <li>・ 資金貸付、日常生活自立支援事業担当 : 常勤1人 非常勤1人</li> </ul>
<p><b>7) 財務管理</b>  適正な経理事務の執行を行い、財務諸表を開示し会計の透明性を確保します。安定した財務管理を行い、社会福祉法人の責務である無料または低額の料金で福祉サービスが継続して提供できるよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算編成（9月～3月）</li> <li>・ 決算手続（4月～6月）</li> <li>・ 財務諸表、計算関係書類の開示</li> </ul>
<p><b>8) 人事・労務管理</b>  事務局長を中心に組織編成を強化し、平成31年4月1日から順次施行される働き方改革関連法をふまえ、就業規程の見直し等職場環境向上に向けた取り組みを図り、適正な人事・労務管理を行い、離職率の低下に努め、安定した職員の確保を図ることにより、充実したサービスの提供を行います。</p>	<p><b>【組織】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局長— 1 総務係</li> <li>                  2 事業係</li> <li>                  3 はこね社協サービスセンター</li> </ul>
<p><b>9) サービス向上に関する取組</b>  様々な福祉サービス利用者がいる社会福祉協議会において、苦情解決・個人情報保護・事故解決等サービス向上に関する取り組みを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情解決に向けた取り組み、苦情解決第三者委員会の適正な運営</li> <li>・ 個人情報保護に向けた取り組み、個人情報保護概要説明書の作成</li> <li>・ 事故解決に向けた取り組み、マニュアルの整備</li> <li>・ 感染症予防に向けた取り組み、マニュアルの整備</li> </ul>
<p><b>2. 連絡・調整事業</b></p>	
<p><b>1) 連絡・調整会議</b>  各種連絡・調整、会議の開催等を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 箱根町との連絡調整会議開催</li> <li>・ 民生委員・児童委員協議会との連携</li> <li>・ その他市町村社会福祉協議会、町内福祉関連法人、団体等との連携</li> </ul>
<p><b>3. 退職金積立事業</b></p>	
<p><b>1) 退職金積立事業</b>  全国社会福祉団体職員退職手当積立基金及び神奈川県福利協会退職共済制度に基づいた職員の退職金の積立を行ないます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金</li> <li>・ 神奈川県福利協会退職金積立基金</li> </ul>

## ②. 調査研究事業

地域福祉活動推進の基礎データとするため、地域に内在するニーズの発掘を行います。

事業	事業説明	具体的活動等
1. 調査研究事業	<p><b>1) 新規事業の調査、研究</b>            行政及び近隣社会福祉協議会との情報交換を密に行い、住民ニーズに則した新たな事業の創設に向けて調査・研究を進めていきます。            地域特性に着目し、高齢者支援や地域で支える福祉資源の開発を図っていくための新たな事業展開を目指し、収益により住民に福祉サービスを還元できる事業を検討します。            近年厚生労働省により実現が進められている「地域共生社会」への社会福祉協議会としての関わりなどを検討していくため、特に重点的に調査研究を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村社会福祉協議会との情報交換会の実施</li> <li>・行政及び自治会との情報交換会の実施</li> <li>・「地域共生社会」の実現に向けた調査、研究</li> </ul>

### ③. 企画・広報事業

広報紙「はこね社協だより」の発行とホームページのリニューアルにより、福祉情報の発信拠点としての機能を発揮します。また、社会福祉大会を開催し、福祉活動の普及と周知を図ります。

事業	事業説明	具体的活動等
1. 企画・広報事業	<p><b>1) 機関紙発行事業</b>            広報紙「はこね社協だより」を年3回発行し、福祉情報の提供、福祉の普及・啓発を図ります。            また、会員募集、ボランティア活動の振興、介護情報等、分野別の情報についても別途発信し、総合的な広報事業を推進します。</p> <p><b>2) ホームページ運営事業</b>            地域福祉の情報発信や災害情報の発信、事業運営の透明性の確保のための役員報酬や財務諸表等の公表を目的に、ホームページをリニューアルするとともに、SNSの活用により災害ボランティアに関する情報等を積極的に発信するなど、地域の福祉に関する情報の拠点として広報活動を実施します。</p> <p><b>3) 社会福祉大会</b>            社会福祉に尽力された方々の功績を讃え、あわせて福祉の普及・啓発を図るため、社会福祉大会を開催します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙（はこね社協）年3回発行</li> <li>・パンフレット作成</li> <li>・会員募集チラシ等発行</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページのリニューアル</li> <li>・各種災害に関する情報（災害ボランティア・義援金等）の発信</li> <li>・SNSを活用した情報発信、伝達ツールへの取り組み</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉大会の開催</li> <li>・福祉功労者顕彰式典の開催</li> </ul>

#### ④. 部会・委員会事業

町民の善意の開発とボランティア活動の振興を図ることを目的に設置しているボランティアセンターの適正な運営のために、ボランティアセンター運営委員会を開催します。

事業	事業説明	具体的活動等
1. 部会・委員会事業		
	<p>1) ボランティアセンター運営委員会 ボランティアセンターの事業・活動について協議し、センターの機能向上を図るとともに、善意の寄付について有効な活用方法を検討するなど、ボランティア活動の推進に向けて運営委員会を開催します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンター運営委員会</li> </ul>

#### ⑥. 福祉総合相談事業

社会福祉士等の専門家を相談員とする福祉に関する総合相談窓口を常設し、ワンストップサービスを目指します。

事業	事業説明	具体的活動等
1. 福祉総合相談事業		
	<p>1) 福祉総合相談事業 多様化する福祉問題に対し、総合的・包括的な支援を目指すため、「タテワリ」から「まるごと」へ、幅広い福祉課題に一括した専門的な支援を行います。 地域福祉の中核である社会福祉協議会の特性を生かし、福祉の総合的な相談窓口として福祉の相談を一括して受けるワンストップサービスを目指します。（月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局窓口に相談窓口を常設（社会福祉士等）</li> <li>・各事業間での連携を図り総合的な相談サービスの展開</li> <li>・総合的な人材の確保（福祉分野横断的な研修等の実施）</li> </ul>

## ⑥. ボランティアセンター活動事業

ボランティアの発掘及び育成を図るため、各種講座、出前体験教室を実施するとともに、新たな活動について検討するなど、活動の充実を図っていきます。災害時の備えとして、災害ボランティアセンターの整備の推進、ボランティア団体への助成、支援を通じてボランティアセンターの機能充実を図ります。

事業	事業説明	具体的活動等
1. ボランティアセンター活動事業		
	<p><b>1) ボランティア育成</b> 住民を対象とした各種福祉関連講座を開催。個人ボランティア育成に向けて、より多くの住民に関心を持ってもらえるよう努めていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童養護施設見学講座（講座、見学） 全1回の実施</li> <li>・ 障がい理解に関する講座（講座） 全2回の実施</li> <li>・ 認知症理解に関する講座（講座） 全1回の実施</li> <li>・ 外出支援に関する講座（講座） 全1回の実施</li> </ul>
	<p><b>2) ボランティア活動の推進</b>  <b>ア 雪かきボランティア</b> 加齢や疾病など心身の理由で、除雪作業が行えず外出できない方（世帯）に対し、ボランティアが除雪を支援できるよう、引き続き体制づくりを行います。  <b>イ ボランティア活動普及・啓発</b> ボランティア通信、募集チラシ等により普及・啓発を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雪かきボランティアの実施            期間 1月～3月            対象地域 町内全域            （詳細）            事業開始から7年目を迎える雪かきボランティアは活動が町内に浸透しており、町内外から多くのボランティアが登録をしている。特別な知識や経験を必要としない雪かきという活動を通じて、町内や近隣に降雪で日常生活に困ってしまう方がいるということを知ってもらい、地域のためのボランティア活動を始めるきっかけを行う。</li> </ul>
	<p><b>3) 災害ボランティアセンター設置運営</b> 「箱根町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、運営訓練やネットワークの構築、職員研修等を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害ボランティアセンター設置訓練、住民への周知、研修参加等（詳細） 箱根町総合防災訓練に参加し、住民の協力得て災害ボランティアセンター設置運営訓練、住民への周知を行う。</li> </ul>
	<p><b>4) 出前体験教室</b> 小・中学校や企業等の依頼で福祉に関する体験講座を開催します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いす体験、高齢者疑似体験、点字体験、手話体験等（詳細） 2020年東京オリンピックパラリンピックの開催により、高齢者や障がいのある方の観光による来町が予想されるため、特に観光施設・企業の職員に対する福祉教育に積極的に取り組む。</li> </ul>

<p><b>5) ボランティアグループ活動助成事業</b>  箱根町ボランティア連絡協議会ならびに本会ボランティアセンターに登録しているボランティア団体に対し、活動費を助成するほか、ボランティアルームを設置・運営し活動の促進、団体運営の自立、会員交流を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成対象…箱根町ボランティア連絡協議会 ボランティアグループ8団体</li> </ul>
<p><b>6) ボランティアセンター寄付金配分</b>  ボランティアセンターに寄せられた寄付金、寄付物品をボランティアセンター運営委員会の決定に基づき、配分を行います。引き続き愛の小箱、入れ歯募金を設置し、善意の受け口を多く確保します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄付金の受け入れ、配分、愛の小箱、入れ歯募金の実施</li> </ul>

## ⑦. 地域福祉推進事業

「第5次地域福祉活動計画(平成28～32年度)」に基づき小地域福祉活動の充実を図ります。研修会を開催するほか、地区社会福祉協議会への助成を行います。

サロン活動について「住民による生活支援の一旦と位置づけ、新たなサロン設置に向け、他市町村のサロン見学の実施などのアプローチを行うとともに、既存のサロン活動の充実に向け支援します。

昨年度から行っている小地域(大平台地区)での福祉活動について、引き続き地域と協力して進めていきます。

事業	事業説明	具体的活動等
1. 地域福祉活動事業	<p>1) 新規サロン立ち上げ支援 新規サロンの立ち上げを検討している方への支援を行いません。</p> <p>2) サロン活動促進事業 サロン活動の充実を図ります。</p> <p>3) 地区社協活動補助事業 湯本、仙石原の地区社協活動に対し助成金を交付するとともに活動の支援を行います。</p> <p>4) 地域福祉活動促進 地域主体の福祉活動の実現に向けて、より多くの住民が福祉に目を向け、関心を持てるよう、町全体の福祉機運を高める活動を進めていきます。</p> <p>ア 住民ニーズ 地域生活支援対策 小地域(大平台地区)との協力体制のもと、住民による生活支援サービスの、継続的な実施に向けて支援を行います。</p> <p>イ 地域福祉の推進・新たな福祉資源の開発 新たな地域においての地域福祉活動の促進, 新たな地域でのアンケート調査によるニーズ把握、地域のニーズに則した新たな資源を生活支援コーディネーターと共同して開発していきます。</p> <p>ウ レクリエーション遊具の貸出 各種福祉活動に使用する遊具の貸出を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他市町村への見学、活動への助言、情報提供等</li> <li>・ 活動費の助成、活動への助言、情報提供等</li> <li>・ 地区社協活動助成事業、今後の地区社協活動についての検討</li> <li>・ 住民ニーズ、地域生活支援対策の実施 (詳細) 大平台地区の自治会、民生委員など地域住民により構成された「大平台あじさいの会」の地域福祉活動が継続できるよう、相談支援や広報活動などの支援を行います。</li> <li>・ 地域福祉の推進、新たな福祉資源の開発の実施 (詳細) 大平台地区以外の地域においてアンケート調査を初め、地域のニーズに則した新たな資源の開発を住民とともに実施していきます。</li> <li>・ 遊具の貸出(スカットボール、輪投げ、カロム)</li> </ul>



## ⑧. 共同募金配分金事業

共同募金配分金を主たる財源とする各種の福祉事業を展開します。

事業	事業説明	具体的活動等
1. 一般共同募金配分金事業	<p>1) 児童福祉事業 地域のニーズをもとに新規事業の研究を行います。</p> <p>2) 高齢者福祉事業 敬老の日にちなみ99歳以上の方を訪問し、敬老祝品をお贈りします。</p> <p>3) 障害者福祉事業 また、「県西地区みんなのつどい」は知的障がい児者の方々のご家族とともに県西2市8町の行政、社協その他協力団体が共催し、運動会を行います。 神奈川県社会福祉協議会地域福祉活動支援事業助成金を受け、ともしび運動推進団体として、障がい者福祉への理解促進を目的とした事業を開催します。</p> <p>4) 援護事業 火災、風水害等、災害に罹災した世帯に見舞金を交付します。 その他、災害に伴う生活困窮等、一時的な援護が必要な方を対象に必要備品を用意します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉に関する新規事業の調査研究</li> <li>・ 敬老祝品贈呈</li> <li>・ 県西地区みんなのつどい参画</li> <li>・ 障害者週間キャンペーン事業、障がい児・者ふれあい交流会事業</li> <li>・ 災害見舞金交付</li> <li>・ 必要備品の購入、点検、整備</li> </ul>
2. 年末たすけあい配分金事業	<p>1) 年末慰問金配分事業 共同募金運動の年末たすけあい募金に寄せられた募金を年末に町内の小・中学生のいる対象世帯に年末慰問金として配分します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年末慰問金及び物品の配分(12月)</li> </ul>

## ⑨. 日常生活自立支援事業

意志決定能力の低下した方や自立生活を送る上で支援を要する方等に対し、日常生活自立支援事業を中心に福祉サービスの利用援助を行います。

事業	事業説明	具体的活動等
1. 日常生活自立支援事業	<p>専門員1名、生活支援員1名により、日常生活を営む上で支障がある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者等の方々の権利擁護を図り、在宅または施設内で安心して生活を送れるよう支援します。</p> <p>サービス利用契約にあたっては審査会の審査員経験者である精神保健福祉士の意見を聞き、利用申し込みがあればその都度対応します。また、締結能力に不安がある場合は神奈川県社会福祉協議会の実施する契約締結審査会へ相談し、十分な審査を行い、契約からサービス終了まで一貫して適切な支援を行います。</p> <p><b>1) 福祉サービス利用援助</b> 地域での自立した生活を送れるよう福祉サービスの適切な利用のための一連の援助、必要に応じた預金の出入金、使途計画の支援等を行います。</p> <p><b>2) 書類等預かりサービス</b> 重要書類等を預ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門員、生活支援員の設置</li> <li>・ 訪問調査活動、事業運営</li> </ul>

## ⑩. 資金貸付事業

神奈川県社会福祉協議会が実施主体となる生活福祉資金の貸し付けと、本会独自の小口資金貸付制度であるたすけあい資金の貸付を行うことにより生活困窮者の自立更正を支援します。

事業	事業説明	具体的活動等
1. 生活福祉資金貸付事業	<p>1)生活福祉資金貸付事業            神奈川県社会福祉協議会からの委託事業として、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の方々を対象に福祉、住宅、修学、療養・介護、緊急小口、災害援護の各資金を貸し付け、経済的自立、生活意欲の助長や在宅福祉、社会参加の促進を図ることを目的に貸付・支援を行ないます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金貸付事業の実施</li> </ul>
2. たすけあい資金貸付事業	<p>1)たすけあい資金貸付事業            町内に原則として6ヶ月以上居住し、なお引き続き居住する世帯で、他から援助を受けることができず、民生委員が援助が必要と認められた方を対象とします。現金での貸付けを極力抑え、光熱費、医療費などの代行支払い、また、食料支援を行います。貸付け終了後も、自立援助指導や助言を行います。            また、必要に応じて生活保護へのつなぎ、地域包括支援センターへのつなぎなど、その方の生活向上のための援助をします。</p> <p>就学支援援助費の申請対象となる世帯に学用品や給食費などを貸付け、箱根町教育委員会学校教育課と連携をとり、就学支援援助費支給日にその中から償還するようにし、準要保護世帯の家計不安が軽減できるような支援をおこないます。            また、町民から不要になった箱根中学校の制服の寄付を募り、準要保護世帯に必要なに応じて配布します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小口資金貸付事業の実施</li> </ul>

## ⑪. 地域活動支援センター事業

町からの受託事業として、地域の障がい者のための援護対策として、就労することが困難な障がい者の自立支援を図るため、障がい者等に創作的活動又は生産活動の機会の提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与し、地域社会の一員として生活することを促進するため、地域活動支援センター『レインボー』を運営します。

事業	事業説明	具体的活動等
1. 地域活動支援センター運営事業	<p><b>1) 創作的活動及び生産活動の提供</b>            利用者の有する能力及び適正に応じて業者より受託した加工品の作業及びレインボー独自の製品の制作及び販売を行います。            また、体験型施設を訪問し新たな創作的活動への一助とします。</p> <p><b>2) 社会との交流の促進等</b>            箱根町や社協等の行事への参加や、町施設等への製品の出張販売を体験することにより社会との交流を図ります。</p> <p><b>3) 近隣施設との情報交換等</b>            近隣障害者施設との情報交換や研修等への参加をつうじて、地域活動支援センターとしての機能強化、職員のスキルアップを図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託した和菓子の箱の作成及び納品</li> <li>・刺し子の雑巾、手すきハガキ、巾着、シュシュ等の制作</li>   <li>・箱根町「健康福祉フェスティバル」、社会福祉協議会「みんなのクリスマス会」、県西障害者文化事業等への参加</li> <li>・箱根町役場本庁舎、箱根関所等での製品の出張販売</li>   <li>・近隣障害者施設への見学及び情報交換。各種スキルアップのための研修参加</li> </ul>

## ⑫.生活支援コーディネーター事業

町からの受託事業として生活支援コーディネーターを配置し、住民と共に住民主体サービスの実施体制を整備します。  
地域福祉推進事業やボランティアセンター活動事業・地域包括支援センターとの共働・情報共有により、スムーズな事業の実施を目指します。

事業	事業説明	具体的活動等
1. 生活支援コーディネーター事業	<p>1) 生活支援サービスの調査及び新規開発 町の定める要件を満たすコーディネーターを配置し、住民（地域）のニーズに合わせた住民主体サービスの開発をすすめます。</p> <p>2) 生活支援サービスの活動支援及びコーディネート 既存の生活支援サービス活動について活動の側面的な支援や新規活動のためのコーディネートをおこないます。</p> <p>3) 町内サロン活動支援 町内で活動するサロン活動が継続できるよう、新たな活動の提案や担い手の発掘育成をおこないます。</p> <p>4) 町内福祉関係団体とのネットワーク形成 生活支援サービスの実施を検討している町内の関係施設との連携を強化し、関係施設に対して活動内容や住民ニーズの提案・助言をおこないます。</p> <p>5) 新規生活支援ボランティアの発掘・育成 ボランティアの高齢化が進む中で新たな担い手の発掘育成をおこないます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の生活支援に対する機運を高め、地域課題を把握するためのアンケート調査の実施を目指す。</li> <li>・アンケート調査の結果を住民と共有し、地域の生活支援ニーズの把握に努める。</li> <li>・住民による活動の機運が高まった地域で、住民研修会の実施を目指す。</li> <li>・住民の集まる場での生活支援活動の意義、効果の周知を図る。</li> <li>・生活支援活動団体の運営支援を行う。</li> <li>・実施主体となる住民の発掘育成を行う。</li> <li>・常設型サロン等の新たなサロンの開発支援を行う。</li> <li>・町内外の関係団体との連携強化を目指す。特に町内の生活支援団体の連携を図り、活動発展の相乗効果を目指す。</li> <li>・町内のボランティアの発掘育成の他、町外からのボランティア受け入れの可能性について検討する。</li> </ul>



## ⑭. 居宅介護支援事業

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を行います。

事業	事業説明	具体的活動等
1. 居宅介護支援事業		
	<p><b>1) 居宅介護支援事業</b>            介護保険法に基づく居宅介護支援事業所「はこね社協サービスセンター居宅介護支援事業所」を運営し、管理者1名（常勤・主任ケアマネジャー）、専従ケアマネジャー2名（常勤・主任ケアマネジャー1名、嘱託1名）の体制により、要介護状態にある利用者の皆様に可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営んでいただくために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入可能人数 : 105名</li> <li>・ ご利用者数 : 90名 (平成31年1月末現在)</li> <li>・ 平均担当件数 : 30名</li> <li>・ 平成31年度目標                担当件数 (/月) ・ ・ 93名 (1担当者当り31名)                収入目標 (/月) ・ ・ 1,642,900円</li> </ul>
	<p><b>2) 介護予防支援事業</b>            地域包括支援センターからの委託があった場合、「はこね社協サービスセンター居宅介護支援事業所」のケアマネジャーにより、要支援状態にある利用者の皆様に対し、居宅において自立した日常生活を営み続けることができるよう介護予防サービス・支援計画を作成し、計画に基づいて適切な予防サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受託件数 : 3名 (平成31年1月末現在)</li> </ul>
	<p><b>3) 認定調査の実施</b>            箱根町及び他市区町村の委託を受け、介護保険被保険者への認定調査を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4,000円/件</li> <li>・ 月平均3.8件</li> <li>・ 年間収入目標額 : 182,400円</li> </ul>





## 2. 介護保険対象外事業

### 5) 福祉用具貸出事業

本会の自主事業として、在宅の寝たきりや障害のある方に福祉用具（車イス等）を貸与し、日常生活の利便向上及び介護するご家族の負担軽減を図ります。

- ・ 車いす7台
- ・ 簡易ベッド等の無償提供

## ⑩. 地域包括支援センター事業

町からの受託事業とし保健師(地域保健等に経験のある看護師)、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員の4職種(各1名計4名)により、地域包括支援センターを運営します。

事業	事業説明	具体的活動等
<p>1. 地域包括支援センター運営事業</p>	<p><b>1) 総合相談支援業務</b>            地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合相談</li> <li>・ 介護、福祉、医療相談会及び一日電話相談会の開催</li> <li>・ 地域におけるネットワーク構築</li> <li>・ 地域ケア会議の開催</li> <li>・ 実態把握</li> <li>・ 面接による基本チェックリストの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門職員の配置</li> <li>・ 相談窓口の設置及び訪問による相談援助</li> <li>・ 介護予防教室</li> <li>・ ネットワーク構築のための医療、保健、福祉機関、行政との連携</li> <li>・ 高齢者等社会資源一覧表のダウンロード版の作成</li> <li>・ 総合事業に関する業務(基本チェックリスト、プラン作成)</li> </ul>
	<p><b>2) 権利擁護業務</b>            高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度等の活用支援</li> <li>・ 虐待への対応</li> <li>・ 困難事例への対応</li> <li>・ 消費者被害の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別訪問相談の実施</li> <li>・ 無料法律相談会の共催</li> <li>・ 高齢者虐待ネットワーク構築に向けた取り組み</li> <li>・ 権利擁護に関する住民向け啓発活動</li> </ul>
	<p><b>3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</b>            主治医や介護支援専門員をはじめ、地域の関係者との連携により地域の高齢者に途切れることのないケアマネジメントを実現するための支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 包括的・継続的ケア体制の構築</li> <li>・ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用</li> <li>・ 日常的個別指導・相談</li> <li>・ 支援困難事例等への指導・助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護支援事業者連絡会の開催支援</li> <li>・ ケアマネジャーとの連携強化</li> </ul>

<p><b>4) 介護予防マネジメント業務</b>  高齢者が地域で安心した日常生活を営み続けることができるよう、介護保険サービスや地域支援事業をはじめとしたサービスを利用するための調整を図るほか、介護予防のため高齢者が意欲的かつ主体的に地域生活を営んでいくことを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防事業に関する特定高齢者へのケアマネジメント業務</li> <li>・ 介護予防給付に関する要支援者へのケアマネジメント業務</li> <li>・ 介護予防を目的とした高齢者の自主的な活動の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防教室</li> <li>・ 総合事業対象者への介護予防ケアマネジメント（ケアプラン作成等）</li> <li>・ 要支援者の介護予防ケアマネジメント（ケアプラン作成等）</li> </ul>
<p><b>5) 他職種協働による地域包括支援ネットワーク構築</b>  包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず地域の保険・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が密接に連携することができる環境設備を行うために、他職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他職種協働研修への参加</li> <li>・ サロン活動の支援</li> <li>・ 自治会、民生委員、ケアマネジャー等との連携</li> </ul>
<p><b>6) 在宅医療・介護連携推進事業に関する業務</b>  地域の医療・介護関係者との連携・強化による支援・体制の充実に努めます。  <b>在宅医療と介護の連携についての相談窓口を開設・運営します。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療・介護関係者との相談受付</li> <li>・ 相談窓口である箱根町福祉課、小田原地域医療連携室との連携</li> </ul>
<p><b>7) 生活支援体制整備事業に関する業務</b>  要支援1・2の方を対象とした生活支援サービスの構築に、積極的に関わります。  生活支援コーディネーター（地域支え合い推進委員）の活動に協力します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活支援体制整備事業推進協議会の構成員として活動及び連携</li> <li>・ 生活支援コーディネーターとの連携</li> </ul>
<p><b>8) 認知症総合支援事業に関する業務</b>  早期診断・早期対応等により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制づくりや認知症キャラバンメイト事業、認知症地域支援員などの認知症施策を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の人や、その家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう関係機関との連携や体制の構築。</li> <li>・ 認知症サポーター養成講座の開催</li> <li>・ 認知症家族の会への参加</li> <li>・ 認知症初期集中チーム員会議への参加</li> <li>・ 認知症地域支援推進員との連携</li> </ul>